

## 産学連携における共同研究契約

——連携の多様化・高度化を見据えた契約実務——

ライセンス第1委員会  
第1小委員会\*

**抄 録** 産学連携に関する意見発信や議論は幅広く、様々な観点においてなされてきている。本稿では、産学連携の一面である産学間の共同研究に着目し、契約交渉で焦点となる契約書雛形の多様な形態や、産学連携に関連の深い関係省庁の施策について調査した結果を論ずる。またこれらを踏まえて共同研究契約の合意条件の考え方、バリエーションを例示する。それによって今後ますます多様化・高度化する産学連携ひいては産官学連携を支える契約実務のあり方の一端を示そうとするものである。

### 目 次

- はじめに
- 大学の契約書雛形の多様化と課題
  - 1 大学が公開している契約書雛形
  - 2 契約交渉における論点
  - 3 雛形における不実施補償の種類
- 産学連携の背景
  - 1 大学の連携動機
  - 2 連携の背景としての行政の施策
- 柔軟な契約交渉のための留意点
  - 1 当事者事情を考慮した留意点
  - 2 特許関連費用負担に関する留意点
  - 3 独占実施料と譲渡対価に関する留意点
- オープンイノベーション指向への対応
- おわりに

### 1. はじめに

産学連携に関する意見発信や議論は幅広く、様々な観点においてなされてきている。主な論点は、大学側と企業側の立場の違いに帰せられるものである。中でも成果活用に対する価値評価観点の違いが多く、次に研究開発リスクや事業化リスクへの認識や対応力の違いが挙げられる<sup>1)</sup>。

さらに昨今、社会貢献や資金獲得力が大学に強く期待されるに至り、産学連携の一面である共同研究への期待も高まり、その契約条件の交渉への慎重な対応に繋がっているともいえる。しかしこれは、大学側と企業側両者が過剰に慎重になることで、ともすれば契約交渉期間が長引き、共同研究着手が遅れるという弊害が生じかねない。また、多数の契約案件を抱えた一方当事者において、個々の案件の事情を十分に汲み取って個別に条件を作り込む余裕がなく、かといって慎重なスタンスを崩すわけにもいかず、結果的に自らが重用する契約書雛形に記載された条件での合意を相手方に求めるような状況にもなりかねない。

このような中で、産学連携を支える合理的な契約条件の交渉に資することを念頭に、共同研究契約の条件に関する考え方を例示する努力が、大学側からも企業側からもなされている<sup>1), 2)</sup>。大学によっては自学のホームページに産学連携のポリシーや、横並びではなく大学独自の共同

\* 2013年度 The First Subcommittee, The First License Committee

研究契約書の雛形を公開するなどして、産学連携がスムーズに進むように努めている。

本稿はかかる努力を引継ぐものであり、契約交渉で焦点となる大学側提示の共同研究契約書の雛形について、その多様性を調査した結果を論ずる。続いて産学連携に関連の深い関係省庁（本稿において以後、行政もしくは官と記載）の施策についての調査結果を論じ、これらを踏まえて共同研究契約の合意条件の考え方、バリエーションを例示する。これによって今後ますます多様化・高度化する産学連携ひいては産官学連携を支える契約実務のあり方の一端を示そうとするものである。

## 2. 大学の契約書雛形の多様化と課題

### 2.1 大学が公開している契約書雛形

2004年4月の国立大学の独立行政法人化以前は、共同研究契約の交渉に臨む大学側の姿勢には、当時文部省が提示した契約書雛形「民間等による共同研究契約書」を偏重してその契約条件の修正の受け入れを拒否する等、硬直的であるという印象があった。独立行政法人化以降は、当該契約書雛形への偏重が薄れ、それを改作したものや、独自に作り上げたものが現れる等、雛形は大学毎に多様化が進んでいる。

大学側提示の共同研究契約書の雛形がどの程度多様化しているのかを整理するために、ホームページ上に公開されている共同研究契約書の雛形を調査した。その際、文部科学省によって2013年に創設された「研究大学強化促進事業」の支援先である19校<sup>3)</sup>を優先して、国内外合わせて30校を調査対象とした<sup>4)</sup>。「研究大学強化促進事業」の支援先大学は、企業等との共同研究件数が今後増加することも想定される。

今回の調査において、例えばオプション条件が増設されるなど、契約書雛形の多様化が確認された。このことが大学と企業との間の契約交

渉にどのように反映されているのか、実態を把握することは容易ではないが、次項以降で詳述するとおり、企業側では残念ながら契約交渉がスムーズになったとはいいい難い印象を受けている<sup>5)</sup>。

### 2.2 契約交渉における論点

契約書雛形の多様化が進む中、依然として大学と企業との交渉が難航する課題として挙がる5つの項目（発明の帰属、学生の立場、経費、研究成果の公表、不実施補償）を取り上げて、論点及び企業側の問題意識について以下に整理する。

#### (1) 発明の帰属

##### 1) 大学・企業間

大学と企業との共同研究において、共同研究費用を企業が全額負担する場合や企業の秘密情報を使用して研究する機会が多い。このような実態にもかかわらず、多くの雛形において、大学と企業間の共同研究における発明の帰属は、いわゆる発明者主義がとられている。これは、発明者の帰属する契約当事者に権利が帰属するという考え方だが、本来は共同研究の全体像を踏まえた上で、発明の帰属について契約当事者同士が柔軟に協議できることが望ましい。発明者から権利を承継する契約当事者が、その持分の一部又は全部を相手方当事者に帰属させる旨、契約当事者間で予め約定する選択肢があってもよいと考える。

##### 2) 大学・大学教員間

大学の一般的な職務発明規程等では、大学教員がなした発明の特許を受ける権利は大学が承継すると定められ、これが雛形の前提となっている。しかしながら発明の内容によっては、特許を受ける権利を大学教員から大学が承継しない場合もあり、当該大学の教員（発明者個人）と企業が別途協議をすることとなる。この場合、

## 本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

企業は、大学との交渉で発明の取扱いを定めたにもかかわらず、改めて大学の教員個人と発明についての取扱いを定めなければならない。交渉という付加的な労力や時間の問題とともに、合意不成立という深刻な問題すら生じ得る。

### (2) 学生の立場

大学と企業の共同研究に学生が関与する可能性があり、その結果、学生が発明者となる場合があり得る。学生は大学と雇用関係にないため、大学の職務発明規程等の対象から外れることが多く、また大学・企業間の契約の履行義務が適用されないおそれがある。

秘密保持についても、共同研究に参加した学生が企業の秘密情報を受領した場合に秘密保持義務が適用されないおそれがある。

以上の問題を解消するために、一部の大学では、学生に秘密保持義務を課すことを契約書中に明記する方法、学生を対象とした学内規程を定める方法、学生個人と別途の誓約書を交わす方法等により対応を図っている<sup>6)</sup>。

### (3) 経費

多くの雛形において、企業が負担する共同研究経費を用いて大学が設備等を購入した場合、それらの帰属は大学とし、共同研究終了後も大学が当該設備を自由に使用・廃棄できると規定されている。当該設備等が高額であってなおかつ共同研究目的以外に使用できる場合には、税務上の問題点の有無を確認しておくことも必要である。

### (4) 研究成果の公表

大学としては、研究成果を社会還元する使命があるとして、成果公表を重視する傾向がある。他方、企業としては、特許戦略（出願タイミング等）や競合他社への情報流出防止のため、成果公表についてその内容や時期を取り決めてお

きたいという意向がある。両者の立場の本来的・根本的な違いを理解した上で、両者ともに相手方の事情に配慮するためには、成果公表が想定され次第、公表までに余裕ある協議期間を設定できるように、自らの意思を相手方に表明するべきであろう。

### (5) 不実施補償

共有成果（共有特許）を企業側が実施する際、企業による独占実施の場合のみならず、非独占実施であっても大学に対して不実施補償料を支払うことを規定している雛形が多いようである。これはそのまま契約交渉上の問題点に直結していると考えられ、次項において詳細に論じたい。

## 2. 3 雛形における不実施補償の類型

今回の調査の結果、企業の自己実施が非独占実施の場合における不実施補償の扱いについて、いくつかのパターンに分類されることが分かった（表1）。

### (1) 不実施補償を不要とするパターン

#### 1) 原則不要とするパターン

【例】企業の自己実施による利益が多大でない限り、不実施補償は不要とする。

この例のような規定は、企業の実施利益が多大かどうかについて将来議論となる可能性を残す。

#### 2) 特許関連費用負担、第三者実施許諾の条件によっては不要とするパターン

【例1】「特許関連費用（100%企業負担）+第三者実施許諾の同意不要（許諾料収入は共有持分に応じて配分）」の条件で不実施補償は不要。

【例2】「特許関連費用（持分に応じて負担）+第三者実施許諾の同意不要（実施料収入は許諾手続者に100%配分）」の条件で不実施補償は不要。



例1のような規定は、不実施補償額を大学持分に係る特許関連費用負担相当額とみなす考え方といえる。また、例2のような規定は、大学が自由にライセンスする機会（大学の発明貢献に対する対価回収機会）を得る代わりに、不実施補償の支払を不要とする考え方といえる。

3) 研究費額（契約金額）によっては不要とするパターン

【例】研究費負担額（契約金額）が一定金額を超えれば不実施補償は不要。

この例のような規定は、研究費負担額が一定金額を超えれば、その金額のなかに不実施補償が含まれる考え方といえる。ただ、不実施補償の要否が研究費負担額の条件によって一律に決まる考え方については疑問が生じることもある。

(2) 別途協議又は規定なしのパターン

発明等が生まれるかどうか分からない研究契約段階における議論を避け、発明等が生まれた時点で協議すればよいとの考え方といえる。契約交渉に時間をかけずに、早く研究を開始したい目的からすれば大学と企業の両者にメリットがある一方、後に有用な発明等が出た場合に揉めるリスクが残る。不実施補償という将来コストが不確定となるリスクが残る点が企業にとってデメリットになり得る。

(3) 不実施補償を必要とするパターン

企業の自己実施が非独占実施の場合においても不実施補償の支払いが必要であると主張する

大学は現在も多い。大学毎に各々事情があると考えられるが、よく聞く理由としては、大学が自己実施をしないことから、実施により利益を得る企業との不公平の是正や、大学の発明貢献に対する対価回収機会の設定等である。

一方で、企業側からは、不実施補償の支払いが必要であるとの規定について、①研究費等を負担するうえに不実施補償も支払うことになるのでは、非独占的实施許諾を受ける第三者企業との比較で不公平感がある、②大学は発明実施化のリスクやコストは負担せずに、実施化によるリターンだけ得ようとするのは不公平である、③大学は実施機関ではないかもしれないが、研究機関・教育機関として、企業から研究費を得て研究を行い、研究を通じて学生に教育機会を提供できるなど、発明の実施以外でも多くのメリットを得ている、との意見がある。

なお、大学が第三者に実施許諾しないことを、初めから規定し、これを以って独占実施と同じ状態となるとして、実施料（独占の見返り）の支払いが必要との主張がある。これは、大学による第三者実施許諾を認めてもよいと考える企業としては条件選択の余地がなくなり、納得しにくい場合もあるだろう。

非独占実施時の不実施補償は企業側にとって不公平感もあり、共同研究活動自体の萎縮や発明実施の回避等、本来望ましくない影響を生む可能性があるということへの留意も必要である。

表1 共同研究契約書の雛形にみる不実施補償の規定パターン（企業の自己実施が非独占実施の場合）

規定パターン	サブ分類
(1) 不要	1) 原則不要
	2) 費用負担, 第三者実施許諾の条件によっては不要
	3) 研究費額（契約金額）によっては不要
(2) 別途協議又は規定なし	-
(3) 必要	-

### 3. 産学連携の背景

交渉の難航など、不実施補償に関する問題が依然としてあり、また様々な対応の試みが行われていることは上述したとおりである。そもそも両者では、連携の動機が異なるために、このような状況が生じるのではないか。その動機に着目することで、より良い産学連携の道が探れるのではないか。本章ではそのような仮定の下、大学にスポットを当て、産学連携に関連の深い行政の施策にも触れつつ、大学の連携動機を探ってみた。

#### 3. 1 大学の連携動機

大学の産学連携の動機、つまり産学連携に求めるものとしては、大学の使命でもある「研究」「教育」「社会貢献」の側面に、「資金」を加えた4つの側面が挙げられている。

##### (1) 研究

研究面での動機としては、研究成果の論文発表や特許出願といった成果創出や、異なるバックグラウンドとの接触・融合による次なる研究の種・コンセプトの創出、といった研究の活性化が挙げられる<sup>7)</sup>。

##### (2) 教育

教育面での動機としては、学生を共同研究に参画させることで、学生の論文・学会発表の一助となること、産業界のニーズに応えられる人材を輩出できること、また当該人材の連携先企業への就職といった副次効果などへの期待が挙げられる<sup>8)~10)</sup>。

##### (3) 社会貢献

社会貢献面での動機は、大学が産学連携を行う本質的な動機であるといえよう。裏を返せば、「産学連携は、大学等の責務としての教育、研究

の成果を『社会貢献』に活かすための一形態<sup>9)</sup>であり、重要な点である。

##### (4) 資金

資金面での動機は、さらに二つの側面に分けられる。一つは、大学の資金繰りが厳しい昨今において研究資金を自前で民間から獲得する手段としての側面であり、もう一つは、行政によって支給されるいわゆる競争的資金の確保手段としての側面である。つまり、次項で述べるように、共同研究により獲得した研究資金の額も大学を評価する際の項目として挙げられており、この評価が、いわゆる競争的資金の配分決定の一要素となっている<sup>11),12)</sup>。このような事情の下、大学においては、よりいっそう「資金」の面が重視される傾向にあるともいえよう。

##### (5) 4つの動機側面と契約書雛形との関係

各大学の雛形にもこれらの動機は表れている。例えば、(1) 研究に関しては、多くの大学の雛形において、成果公表を前提にした規定が見受けられ、(2) 教育に関しては、学生が共同研究に参画することを想定した条項を設けている大学や、学生の取扱いに関するポリシーや誓約書の雛形を公開している大学もある。また、(3) 社会貢献に関しては、企業による成果の事業化の努力義務や、企業が一定期間内に事業化をしなかった際に大学が第三者へ実施許諾できる旨の規定が、(4) 資金に関しては、成果を共同出願する際の出願・維持費用の負担や不実施補償を企業に求めることの規定が、多くの大学の雛形においてそれぞれ見受けられる。

#### 3. 2 連携の背景としての行政の施策

産学連携の現状を把握するために、行政において定期的に調査報告がなされている<sup>13)~15)</sup>。日本における産学連携機能について、できる限り数値的に、客観的に捉え、それをフィードバ

ックすることによって改善していく意図が、これらの報告書から読み取れる。産学連携を盛り立てるためのいわゆるPDCAサイクルを回す努力が継続されている。

そのような潮流の中、共同研究の取り組み方や契約条件も、年々、そして大学毎にも変化しつつある。いずれにせよ、1998年に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）」が、2004年には「国立大学法人法」が、それぞれ施行され、数値的客観的評価（論文数、特許出願数、共同研究費、ライセンス収入など）がなされるに至っている。大学の立場として、行政の施策に大きく影響されることは当然であり、産学連携において大学がその評価基準（特に資金流入面）に高い関心を持つのも自然なことといえる。

ここ最近の産学連携に関する行政等の指摘点は、以下の5点に要約される<sup>16)~19)</sup>。①産学連携の規模が他国に比べて小さい、②大学を取り巻く環境の悪化（研究費が乏しい）、③企業が大学の硬直的な事務対応に不満を持っている、④結果として、十分な成果が得られていない、⑤研究機関職員の評価・処遇（収入）が正しくなされていない。

一方で、海外においては既に産学連携の成果が出ているとの見解から、海外との違いを分析することで、指摘されている問題点を改善することができるとし、行政としては次の施策を検討している。すなわち、①産学官が結集する研究開発拠点、性能・安全性評価拠点の構築、②制度制約の緩和、③大学の技術移転機関の活動支援、④文部科学省と経済産業省と合同で産学連携活動の評価指標を開発、⑤イノベーション創出や事業化に確実につながる産学連携の仕組みの構築検討、などである。

④、⑤については、従来の評価指標（論文数、特許出願数、共同研究費、ライセンス収入など）に加え、人材育成等の教育的観点あるいは地域

社会への貢献度等、大学側が重視する評価領域を自らが選択して設定できる仕組みづくりや、英国の例に倣った中長期のインターンシップ制度の導入等のイノベーション創出のための仕組みづくりなど、具体的な施策が提案されている。これらの施策は、今後の大学の立場に大きく影響を与えるものであるから、企業側として、今後の展開を注視しておくべきであろう。

## 4. 柔軟な契約交渉のための留意点

### 4.1 当事者事情を考慮した留意点

本章では、第3章で考察した大学の連携動機および行政施策の状況を考慮した上で、共同研究の成果に関して取り決める際の調整の考え方および具体的な契約条件の例示を試みる。

2. 3節では、特に問題になる点として、共同研究で創出される共有特許に関する不実施補償について述べたが、全ての共同研究が必ずしも新たな技術開発を目的としているわけではない。契約条件の調整は、個々の共同研究毎に当該共同研究の目的やその成果の実施可能性を考慮して行われることが一般的であるため、本章では発明の創出可能性と独占実施の必要性の程度で分けて、調整の考え方を論じることとする（表2）。

大学と企業の共同研究においては、そこで得られる発明を独占実施する場合の条件が規定されることが多いが、独占実施の必要性は、その研究分野や業界によって事情が異なる。例えば、医薬、化学製品のように、ある製品において一つの特許技術の構成比率が大きい場合、その特許技術の独占によって、他者に対する優位性の確保が期待できるため、個別単独特許の独占排他権の価値は極めて高いと考えられる。一方、電気製品のように一つの製品が数百の多岐にわたる特許技術で構成されるなど、製品に対して一つの特許技術の構成比率が小さい場合には、



表2 発明の創出可能性と発明実施形態

	1. 当事者企業による独占を想定	2. 第三者を含めた非独占実施を想定
(1) 発明の創出可能性が高い	(1-1) 生じた発明の実施を独占することを目的とする。	(1-2) 市場拡大や技術標準の促進のための発明技術の普及や、優位性のある既存技術の周辺技術の開発を主たる目的とする等。
(2) 発明の創出可能性が低い	(2-1) もし発明が生じた場合には、実施を独占することを想定。	(2-2) 発明の実施ではなく、学術的な検証や評価、人的ネットワーク構築等を共同研究の主たる目的とする。

個々単独の特許技術の独占による効果はあまり期待できない。このような場合は、周辺特許も含めてより多数の特許を取得することによって優位性の確保を図ることがより効果的と考えられ、個別の単独特許による独占排他力の価値は相対的に低い。また、市場拡大や技術標準の促進等、共同研究成果の普及を目的とする場合や、学術的検証や人的ネットワーク構築等を共同研究の主たる目的とする場合などは、そもそも発明の独占実施に拘る必要がない例といえる（表2）。

(1) 発明創出可能性が高い場合

表3および4に、発明の創出可能性が高い場

合の、企業視点での考え方と、大学の事情を考慮した場合に適用可能と考えられる具体的な条件案とを、想定される企業の優先課題に基づいていくつか例示した。

企業が独占実施を望み、企業による独占が大学の都合にも合致する場合は、研究開発投資と独占排他権がもたらす利益とのバランスの中での補償金割合の検討が重要である。表2の(1-1)に対応するものを表3としてまとめた。

実施の条件で産学が対立しやすいのは、企業が必ずしも独占を目指さない場合であり、表2の(1-2)に対応するものとして表4にまとめた。第2章でも触れた通り、非独占実施時の不実施

表3 発明の創出可能性が高い／独占実施を想定（表2の(1-1)に対応）

	企業視点の想い	大学視点の想い	折り合いに向けての考察
1)	●当事者企業の立場では、独占実施が可能なのが最重要。 ●事業化が遠く、実施が読めない場合（基礎研究等）であっても、将来の独占実施も担保しておきたい。	●製品化等によって、成果が社会に還元されることに大きな意義を認めている。【社会貢献】	●独占実施が可能となる規定を置く。 ●なるべく長期間の優先的（独占的）実施期間の確保が可能になるよう規定する。
2)	●当事者企業のビジネス領域に限っての独占実施を望んでおり、他領域での実施意図も他領域での第三者への実施許諾意図もない。	●実施領域が多岐にわたると見込まれる場合は、なるべく広く実施してほしい。（例：機能性基礎材料）【社会貢献】	●実施領域を、大学と企業で切り分けて、それぞれの領域において片方当事者が独占的に実施権（許諾権含む）を持つという合意も選択肢に含める。
3)	●価格設定などの製品マーケティング自由度を最大限確保したい（競争力を保った事業継続を通じて、社会への付加価値提供使命を果たし続けるという観点）。	●大学リソース利用に対する企業利益の分配を元手に、大学の得意領域における高度な研究活動を維持したい。【資金】	●将来の利益の配分を確定させて、ビジネスプラン上の不確定要素を排除することで、合意へのハードルを下げる可能性を探る。配分確定手段として、大学持分の企業への譲渡も選択肢に含める。

表4 発明創出可能性が高い／非独占実施を想定（表2の（1-2）に対応）

	企業視点の想い	大学視点の想い	折り合いに向けての考察
1)	●第三者の特許取得を防いで企業ビジネス領域での実施を確保したい。	●成果を社会へ広く還元したい。【社会貢献】 ●大学リソース利用に対する企業利益の分配により、発明者のインセンティブの維持、さらなる研究進展に費やす資金獲得を図りたい。【資金】	●大学、企業ともに無償の自己実施権、および第三者への実施許諾権（持分譲渡権利含む）を有し、許諾料収入は持分に依りて分配とする。 ●双方が共同研究開発に投じようとする負担を勘案した上で、大学持分の企業への譲渡対価を合意する。
2)	●受益者負担の考えに基づき、特許関連費用は分担としたい。	●上記の意図があるものの、特許関連費用を負担するための潤沢な予算がない。【資金】	●上記条件に加え、企業が特許関連費用を負担する。（4. 2に詳述）
3)	●第三者にライセンスする場合は、事前に双方で協議することとしたい。	●広く第三者にライセンスすることによって、成果の社会還元とさらなる研究進展に費やす資金獲得を目指したい。【社会貢献】【資金】	●第三者への許諾は協議事項とするが、大学の第三者への許諾を拒否した場合、企業は独占実施対価を大学に支払う。
4)	●早々に研究を開始することを優先したい。	●早々に研究を開始することを優先したい。【研究】 ●成果を社会へ広く速く還元したい。【社会貢献】	●特許関連費用の負担や実施条件などの交渉は先送りし、早々に研究を開始することを優先する。（契約上は「共同出願契約または実施契約等で別途定める」。）
5)	●実施を確保すれば足りる。ただし、そのためのコストは確定したい。	●研究費を確保したい。【資金】	●大学、企業ともに無償の自己実施権、および第三者への実施許諾権（持分譲渡権利含む）を有するが、許諾料収入は分配せずに許諾当事者が100%得る。 ●出願前譲渡が受けられるオプションを追加する。（契約上は「企業が希望すれば原則譲渡する」。）

補償条件は、企業にとって不公平感がある上に、製品やサービスの開発コストを確定できないというリスクをも内包することになる。例えば、製品に含まれる多数の特許についての補償金支払い義務は、製品価格等への影響が大きい。これらのため、企業としては不実施補償を極力回避できる道を残すよう調整を図ることになる。この場合、社会貢献や資金確保の必要性等、両者の事情を考慮しつつ折合える条件を探ることが合理的であると考えられる。

(2) 発明創出可能性が低い場合、或いは、主たる目的が新たな知的財産の創出でない場合

基礎的研究など、共同研究の成果として必ず

しも発明の創出が期待されないケースは珍しくなく、企業の優先課題は表5に例示したとおり、発明創出可能性が高い場合とは異なると想定される。これは表2でいう（2-1）に対応する。将来の事業に関連する基本特許を生む可能性は否定できないため、企業が独占を望む場合は、万一の発明創出に備えて、発明を独占実施できる余地を持たせることが望ましい。

企業の優先課題がさらに異なるケースとして、既存技術の学術的評価や、著名な研究者とのネットワークの構築を目的とする場合等を表6に例示した。これらは表2の（2-2）に対応するものである。



表5 発明の創出可能性が低い／独占実施を想定（表3の1）に類似（表2の（2-1）に対応）

	企業視点の想い	大学視点の想い	折合いに向けての考察
1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業のビジネス領域において、基礎研究から派生する新技術を、時流に遅れずにフォローしたい。</li> <li>●万一発明が創出された場合には独占実施できるようにしておきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新技術分野で研究成果を出したい。【研究】</li> <li>●基礎研究である等、成果としては発明を想定しづらいが、成果が出た場合には、大学の貢献に対する見返りは必要。【資金】</li> <li>●研究継続に資金が必要。【資金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業のビジネス領域における発明の優先的実施の交渉権を設定する。</li> <li>●発明の独占実施が可能になる条件を設定しておく。</li> </ul>

表6 発明の創出可能性が低い／非独占実施を想定（表2の（2-2）に対応）

	企業視点の想い	大学視点の想い	折合いに向けての考察
1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早々に研究を開始することを優先したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●早々に研究を開始することを優先したい。【研究】</li> <li>●学術論文で成果をいち早く公表したい。【研究】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特許関連費用の負担や実施条件などの交渉は先送りし、早々に研究を開始することを優先する。（契約上は「共同出願契約または実施契約等で別途定める」）</li> <li>●成果の公表を通知のみで可能とする。</li> </ul>
2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発明にはあたらないが、利用を予定している成果について、利用条件を明確にしておきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記に加え、研究に必要な資金を、共同研究費用という形で確保することを想定している。【資金】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●双方が共同開発に投じようとする負担を勘案した上で、発明以外の成果（例えば、技術評価結果、検証用ソフトウェアなど）の利用条件を定める（発明の取扱いには必要以上に拘らない）。</li> </ul>

#### 4. 2 特許関連費用負担に関する留意点

2. 3節の(1) - (2)でも触れているが、不実施補償の交渉の折に、大学から、特許関連費用の条件を関連付けた提案を受ける場合は少ない。当事者企業が独占する可能性が低い場合であっても、研究を早期に開始するためのコストと割り切って、特許関連費用を全額負担することを選択する企業もあるようである。第三者からのライセンス収入は分配されることが基本であることを考慮すると、大学も受益者になりえるので、特許関連費用を企業側のみが負担することが、合理的な範囲を超えて大学側のみを利することにならないよう注意する必要がある。企業が全額負担する場合には、例えば次のような条件を併せて設定するなどが考えられる。すなわち、①大学が負担すべき費用分を、企業が大学に対して分配するライセンス収入か

ら控除する、②大学が負担すべき費用分を、企業が大学に対して支払う対価から控除する、③権利化・処分の判断は、企業が決定権をもつ、などである。

#### 4. 3 独占実施料と譲渡対価に関する留意点

実施料や譲渡対価を取り決める交渉においては、将来の商品化・事業化への影響も視野に入れつつ、企業が当該対象となる特許権を実施して行う事業に対する当該特許権の実質的な寄与を評価して反映させることが必要である。また、固定金一括支払に纏めることができれば、不確定コスト発生リスクの低減が可能となり、企業による事業化検討を助ける効果がある。しかしながら、特許権や権利持ち分の譲渡対価、あるいは独占実施の実施料にしても、合理的な金額を検討することは容易ではない。まず必要な観点として、ビジネスコスト・リスク、独占によ

る利益の見込み、独占ビジネスの社会的意義などが挙げられる。その上で過去投資済み資金量、今後必要となる投資資金量、ランニングコスト等（マーケティング費用等も含む）の見積もりを踏まえた企業のビジネスプランに基づき、両者が共同研究に投じようとする負担をも勘案し、事業独占実施利益の大学への配分を検討して合意を探ることが合理的であると考えられる。

## 5. オープンイノベーション指向への対応

近年、産業界においても、自前主義から脱却し、外部のアイデアを組み合わせることで革新的な技術を創出するというオープンイノベーション型の研究開発が奨励される風潮がある<sup>20)</sup>。官学の連携においても様々な施策を通じてオープンイノベーションの促進を図っている。例えば大学等が保有する特許の情報提供を行うとともに、それら特許の研究段階での利用を開放して、特許の活用促進及び研究活動の活性化を図る活動もその一つである<sup>21)</sup>。

大学の事情、行政の施策、企業の都合、それぞれの想いや状況が交錯する中で、各当事者ともグローバル環境に身を置きイノベーションを追い求めている。三者がオープンに連携してイノベーションを達成し、社会に価値を提供していくことを目的とした時、それぞれの目的を効果的に達成するための役割分担、成果の扱い等を具体的に決めておくことは、連携をスムーズに機能させるために重要である。この時に懸念されることは、これまでの産学連携において多用されてきた契約条件のみで、はたして今後の産学連携に対応していけるのかということである。

そこで、より盛んであるといわれている欧米の産学連携に目を向け、国内同様、各大学のホームページで閲覧できる雛形やガイドラインを概観した。

各国国内制度の影響もあるといわれている

が、欧米の大学の雛形においては、共有特許の非独占実施はお互いに自由であることが多く、いわゆる不実施補償が契約交渉においての問題にはなりにくい。

さらに、欧州の大学においては、発明の創出可能性如何にかかわらず、最初に明示された追加料金（共同研究費用の〇%等）を支払うことにより、その契約下に生じるすべての特許発明を企業側が譲り受けることができるというオプションが見受けられる<sup>22)</sup>。このようなオプションは、発明の創出や将来の実施如何にかかわらず、大学が一定の収入を確保できるという点で、大学側にメリットがある。他方、企業にとっても、予測のつかないコスト（発明にかかる譲渡費用、実施料等）はリスクとしてとらえられる場合が多く、そのようなコスト面のリスクを契約時の一時金で回避できるメリットがある。もちろん、追加料金の額の設定には十分な議論が必要と考えられるが、企業による成果利用の活性化を図るためにも雛形におけるオプションの一つとして考慮していく価値はあろう。

また、欧米の大学の契約書の雛形の中には、大学単独の特許であっても企業の実施は無償とするオプションがあるものが見受けられた<sup>23)</sup>。主に、非独占や内部実施の場合だが、独占排他力を必要としないような特許発明が予定されているのであれば、そのようなオプションがあることは、企業の成果利用意欲にもつながり、さらなる連携へと発展していく可能性も高くなるであろう。

ここに紹介した欧米大学の契約書の雛形に記載された契約条件は一例である。第4章で論じた内容もいわば契約条件や考え方の例示である。実際に生じる個々の連携案件においては、これらの例に当てはまらないケースも多いかもしれないが、最も相応しい具体的な役割分担や成果の扱いについて、固定観念に陥ることの無い柔軟な発想で検討されることが望ましい。加

えて、目先の数字にこだわりすぎることなく、連携の目的である社会貢献に、すなわち社会に対して価値を提供していく道筋に主眼を置くことが大切である。

## 6. おわりに

産学連携においては、社会に対して価値を提供していく道筋の具体化に資する契約対応が強く望まれており、本稿で論じた内容が今後の連携深化の一助になれば幸甚である。契約担当者としては、契約条件検討と対峙した時には、連携案件を取り囲む状況やその経緯そして将来展望にも思いを馳せて、各種の連携間でWin-Win関係を築くべく、契約履行者（研究開発実行者）とともに対応することがますます重要となるであろう。

日本知的財産協会ライセンス委員会としては、上記認識に立ち今後とも調査研究を継続し、産学連携ひいては産官学連携の興隆に資する情報発信に努める所存である。本稿は、2013年度ライセンス第1委員会第1小委員会委員である、赤根桂（第一三共）、石打智美（日本電信電話）、今長谷共利（小委員長 日本たばこ産業）、吹田光世（小委員長補佐 ロート製薬）、高村公啓（東日本旅客鉄道）、富永幸男（三井化学）、日光理紗（キヤノンマーケティングジャパン）、羽木真里子（パナソニック）、福田守伸（花王）、渡邊敦（日清製粉グループ本社）が、1年間の調査研究活動に基づき執筆した。

## 注 記

- 1) ライセンス委員会第3小委員会, 知財管理, Vol.57, No.6, pp.911~927 (2007)
- 2) 国立大学法人電気通信大学産学官連携センター, 柔軟且つ合理的な共同研究契約交渉を進めるための参考事例集の整備に関する調査研究, (2010)
- 3) 文部科学省「平成25年度「研究大学強化促進事業」の支援対象機関の決定について」

- 4) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/sokushinhi/1338460.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/sokushinhi/1338460.htm) (参照日: 2013. 12. 3)
- 5) 2013年6月から同年9月にかけて各大学のホームページ上から共同研究契約書の雛形を取得し、調査を実施した。
- 6) 本年度のライセンス委員会委員が有している契約交渉に対する印象について簡易な調査を実施したところ、非独占実施の場合であっても不実施補償を求められて困っているという回答が多く見られた。また、雛形からの条件修正になかなか応じてもらえず、実態（例えば三者間契約）に合った契約書の作成が困難であったこと、などのコメントがあった。
- 7) 平成20年3月 東北大学産学連携推進本部, 「学生等の知的財産権の帰属及び秘密保持の取扱いに関する調査研究について」, <http://www.rpip.tohoku.ac.jp/files/tohokuunvst.pdf> (参照日2013. 8. 1)
- 8) 文部科学省, 産学官連携の意義～「知」の時代における大学等と社会の発展のための産学官連携～, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1332039.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1332039.htm) (参照日: 2014. 2. 20)
- 9) 独立行政法人経済産業研究所, 日本の産学連携と大学改革の進展, <http://www.rieti.go.jp/jp/papers/journal/0405/bs01.html> (参照日: 2014. 2. 20)
- 10) 科学技術・学術政策研究所 (NISTEP), <http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-RM221-SummaryJ.pdf> (参照日: 2014. 2. 20)
- 11) 山内恒・古川勝彦, 知財管理, Vol.63, No.9, pp.1427~1434 (2013)
- 12) 内閣総理大臣決定, 国の研究開発評価に関する大綱的指針 <http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou/081031.pdf> (参照日: 2014. 3. 5)
- 13) 独立行政法人大学評価・学位授与機構, 評価実施要項 [http://www.niad.ac.jp/n\\_hyouka/kokuritsu/icsFiles/afieldfile/2013/11/06/no6\\_3\\_02hyokajisshiyoko.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/kokuritsu/icsFiles/afieldfile/2013/11/06/no6_3_02hyokajisshiyoko.pdf) (参照日: 2014. 3. 5)
- 14) 文部科学省, 平成22年度大学等における産学連携等実施状況について,



- [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/1313463.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1313463.htm) (参照日2014. 1. 27)
- 14) 株式会社三菱総合研究所, 平成24年度産業技術調査事業 産学連携機能の総合的評価に関する調査 報告書  
[http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/houkokusho/H24fy\\_sanngakurenkeisougouhyoukahoukokusyo.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/houkokusho/H24fy_sanngakurenkeisougouhyoukahoukokusyo.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 15) 文部科学省, 研究大学強化促進事業におけるヒアリング対象機関選定のための指標  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2013/06/03/1333816\\_03\\_2\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/06/03/1333816_03_2_2.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 16) 経済産業省, 我が国の研究開発の状況について 2011年5月  
[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001620/030\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001620/030_04_00.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 17) 経済産業省, オープンイノベーション時代の新たな産学官連携の促進 平成23年10月  
[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001620/034\\_06\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001620/034_06_00.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 18) 経済産業省, 我が国におけるイノベーションを巡る課題について 平成24年12月  
[http://www.meti.go.jp/information/recruit/k\\_seisaku\\_gaiyo/downloadfiles/innovation\\_121211kouen.pdf](http://www.meti.go.jp/information/recruit/k_seisaku_gaiyo/downloadfiles/innovation_121211kouen.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 19) 株式会社ベンチャーラボ「大学等の産学連携活動に対する産業界の視点に立った評価に関する調査」報告書(要約版) 平成23年2月  
[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2011fy/E001324-1.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001324-1.pdf) (参照日2014. 1. 27)
- 20) 例えば, 東レ株式会社「研究・技術開発」  
<http://www.toray.co.jp/technology/policy/open/index.html> (参照日2014. 2. 17)
- 21) 独立行政法人科学技術振興機構「研究成果展開総合データベース (J-STORE) 及び科学技術commons」  
<http://www.jst.go.jp/chizai/ip-hwy/commons.html> (参照日2014. 1. 27)
- 22) 例えば, 東京大学 産学連携本部「国際的な産学官連携を進める上で問題となる米国と日本の特許制度における相違点(米国バイ・ドール法の留意点を含む)に関する調査研究」報告書, p.127 (2007)に記載の米国カリフォルニア大学バークレー校のresearch agreementや, 英国ケンブリッジ大学 (University of Cambridge) のホームページ掲載のCollaboration agreement  
[http://www.admin.cam.ac.uk/offices/research/documents/negotiating/models/UoC\\_collaboration\\_agreement.pdf](http://www.admin.cam.ac.uk/offices/research/documents/negotiating/models/UoC_collaboration_agreement.pdf) (参照日2014. 2. 28)
- 23) 例えば, 前掲注22) 記載の英国ケンブリッジ大学のホームページ掲載のCollaboration agreementや, スイス連邦工科大学チューリヒ校(ETHZ)のGuidelines Concerning Contracts in the Field of Research at ETH Zurich  
[https://www.ethz.ch/content/dam/ethz/main/industry-and-society/transfer/forschungstechnologietransfer/forschungsvertraege/Research\\_Contract\\_Guidelines\\_031003.pdf](https://www.ethz.ch/content/dam/ethz/main/industry-and-society/transfer/forschungstechnologietransfer/forschungsvertraege/Research_Contract_Guidelines_031003.pdf) (参照日2014. 2. 28)

(原稿受領日 2014年4月2日)